

岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第18号

岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例（平成17年総社市条例第194号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第26条 法第110条第2項の規定により、<u>清算金（法第111条第1項の規定により相殺した場合は、相殺した後の残額。以下本条において同じ。）</u>を分割徴収し、又は分割交付する場合は、別表に定める区分によるものとする。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、徴収の場合は年6パーセント以内で規則で定める率、交付の場合は年6パーセントとし、</u>第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>5 略</p> <p>6 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以後の納付額又は交付額は、利子と併せて毎回均等とする。この場合において、第2回以後の納付額又は交付額に100円未満の端数があるときは、その端数金額をすべて最終回の納付額又は交付額に合算するものと</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第26条 法第110条第2項の規定により、清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合は、別表に定める区分によるものとする。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 清算金を分割徴収し、又は分割交付するときは、<u>年6パーセントの利子を第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の<u>総額</u>を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以後の納付額又は交付額は、利子と併せて毎回均等とする。この場合において、第2回以後の納付額又は交付額に100円未満の端数があるときは、その端数金額をすべて最終回の納付額又は交付額に合算するものと</p>

改正後			改正前		
する。 7～10 略 別表（第26条関係）			とする。 7～10 略 別表（第26条関係）		
徴収又は交付すべき清算金の額	分割徴収又は分割交付する期限	分割回数	徴収又は交付すべき清算金の総額	分割徴収又は分割交付する期限	分割回数
1万円以上10万円未満	1年以内	3回	10万円未満	1年以内	3回
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。